

議案第38号，第39号

令和3年6月3日

令和3年6月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 38 号	鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について……………	1
議案第 39 号	鈴鹿市税条例の一部改正について……………	4

議案第 38 号

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

(別 紙)

提案理由

市街化調整区域における住宅の建築を促し、もって当該区域の既存集落の人口維持を図るため、鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例を制定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）

第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)

第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
- (2) 開発区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (3) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づいて行う開発行為であること。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

- (1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
- (2) 建築物の新築等を行う土地の区域の周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (3) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた優良田

園住宅建設計画に基づいて行う建築物の新築等であること。

附 則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

鈴鹿市税条例の一部改正について

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 3 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税のわがまち特例を導入するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市税条例の一部を改正する条例

鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（固定資産税の減免） 第72条 略 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （1） 略 （2） 土地にあつては、その所在、<u>地番、地目及び地積</u> （3） 家屋にあつては、その所在、<u>家屋番号、種類、構造及び床面積</u> （4） 償却資産にあつては、その所在、<u>種類及び数量</u> （5） 略 3 略 附 則	（固定資産税の減免） 第72条 略 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （1） 略 （2） 土地にあつては、その所在・<u>地番・地目・地積及び価格</u> （3） 家屋にあつては、その所在・<u>家屋番号・種類・構造・床面積及び価格</u> （4） 償却資産にあつては、その所在・<u>種類・数量及び価格</u> （5） 略 3 略 附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合) 第10条の2 略 2～14 略 <u>15 法附則第15条第46項に規定する市町 村の条例で定める割合は、3分の1と する。</u> <u>16・17</u> 略	(法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合) 第10条の2 略 2～14 略 <u>15・16</u> 略
---	---

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。ただし、第72条第2項第2号から第4号までの改正規定は、公布の日から施行する。